

縦覧される方へのお願い

この縦覧制度は、固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較し、自己の土地や家屋の評価額が適正であることを確認できるようにする趣旨で実施されるものです。

つきましては、本制度の趣旨を損なうことのないよう、また多くの方にこの制度を活用していただけるよう、下記の事項についてお守りいただきますようご協力をお願いいたします。

- ・ 所有者の住所、氏名(名称)はお答えできません。
- ・ 所有者からの物件の特定はできません。
- ・ 縦覧を求める土地(家屋)の特定は、備えつけのブルーマップなどを利用して調べてください。
- ・ 土地(家屋)価格等縦覧帳簿のコピーはできません。備えつけのメモ用紙等をご利用ください。
- ・ 写真などの撮影はご遠慮ください。
- ・ 長時間の縦覧は、状況によりご遠慮いただく場合があります。
- ・ 他の物件の課税内容については、プライバシー保護により説明できません。
- ・ 過去の土地(家屋)価格等縦覧帳簿は縦覧できません。
- ・ 携帯電話の使用は他の方の迷惑となるためご遠慮ください。